

新発田市トップアスリート等育成・強化事業オリ・パラトップア
スリート活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市からオリンピック及びパラリンピックへ出場する選手の輩出を目指し、トップアスリートの育成・強化の活動に対して支援を行うとともに、本市を代表する強化選手としての意識と自覚を醸成することなどを目的として、各競技団体から強化指定を受けた選手等に対し、新発田市トップアスリート等育成・強化事業オリ・パラトップアスリート活動支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「各競技団体から強化指定を受けた選手等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 日本オリンピック委員会からオリンピック代表に選出され、又は強化指定を受けている者
- (2) 日本パラリンピック委員会からパラリンピック代表に選出され、又は強化指定を受けている者
- (3) 日本オリンピック委員会の正加盟団体から日本代表（年代別の代表を含む。）に選出され、又は強化指定を受けている者
- (4) 日本パラリンピック委員会の加盟競技団体から日本代表（年代別の代表を含む。）に選出され、又は強化指定を受けている者
- (5) 申請年度の前年度において、日本オリンピック委員会の正加盟団体又は日本パラリンピック委員会の加盟競技団体の国内ランキングが1位から10位までの者

(6) 申請年度の前年度において、日本オリンピック委員会の正加盟団体又は日本パラリンピック委員会の加盟競技団体等が主催する全国大会(県予選、ブロック予選等を勝ち上がって出場した大会に限る。)で1位から3位までに入賞した者

(7) その他市長が認める者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、本市に住所を有し、かつ、居住しており、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 前条各号のいずれかに該当する者

(2) 同一年度内にこの要綱に基づく補助金の交付(交付決定を含む。)を受けていない者

(補助対象活動)

第4条 補助金の交付対象となる活動は、前条の補助対象者が行う活動で、次に掲げるものとする。

(1) 国内の練習会又は合宿

(2) 国外の練習会又は合宿

(3) 全日本レベルの試合

(4) 国際レベルの試合

(5) その他市長が認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する活動に要する経費のうち次の各号に掲げる経費とする。ただし、この要綱に規定する補助金以外の補助金又はこれに類する収入がある場合は、その額を当該補助対象経費から控除した額を補助対象経費とする。

(1) 使用料・賃借料

(2) 負担金

(3) 交通費

(4) 宿泊費（国内1泊につき11,800円を、国外1泊につき19,300円を上限とする。）

(5) その他市長が認めるもの
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。ただし、補助金の交付申請額の合計額が予算額を超える場合は、予算の範囲内で交付することとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、新発田市トップアスリート等育成・強化事業「オリ・パラトップアスリート活動支援補助金」交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて補助事業の実施前に市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

（決定通知）

第9条 市長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、交付する場合にあつては新発田市トップアスリート等育成・強化事業「オリ・パラトップアスリート活動支援補助金」交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合にあつては新発田市トップアスリート等育成・強化事業「オリ・パラトップアスリート活動支援補助金」不交付決定通知書（別記第3号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、20日以内に市長が指定する期日までに、補助事業の成果を記載した新発田市トップアスリート等育

成・強化事業「オリ・パラトップアスリート活動支援補助金」実績報告書（別記第4号様式）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

（確定通知）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、必要に応じて調査等を実施して補助金の額を確定し、新発田市トップアスリート等育成・強化事業「オリ・パラトップアスリート活動支援補助金」交付確定通知書（別記第5号様式）により当該交付決定者に通知しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。